

委員会提出議案第 2 号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 21 年 6 月 19 日

提出者 行政改革等調査特別委員会
委員長 杉 原 憲 靖

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和 62 年三朝町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
(議会運営委員会の設置) 第 4 条の 2 略 2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>5</u> 人とする。 3 略 別表(第 2 条関係)	(議会運営委員会の設置) 第 4 条の 2 略 2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>7</u> 人とする。 3 略 別表(第 2 条関係)

